

中川小学校 学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

1 いじめ防止等のための対策に関する基本方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

すべての児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者他関係者・関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- ⑦ 学校の最重点目標の一つとして弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことを掲げ、積極的に取り組む。
- ① 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ⑦ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。

イ いじめの早期発見のための措置

⑦ いじめの調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ①児童対象いじめアンケート調査 年2回（6月、11月）
- ②保護者対象いじめアンケート調査 年2回（6月、11月）
- ③teamsを活用した心の相談室実施 適宜
- ④その他 Q U年2回児童・12月学校アンケート児童と保護者

⑦ いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談ができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ①心の相談室の設置
- ②スクールカウンセラーの活用（外部）

⑦ いじめ防止等のための対策に従事する人材確保及び資質の向上

いじめ防止のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、インターネットや携帯電話の情報モラル研修

会等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア 「いじめ対策委員会」の設置

いじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

＜構成員＞

校内：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、
養護教諭、関係教職員

外部：S C、SSWC、市教育委員会（必要に応じて招集）

＜活動＞

- ① いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること。
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

＜開催＞

前後期1回ずつを定例の会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

イ いじめに対する措置

- ⑦ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
 - ⑧ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
 - ⑨ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
 - ⑩ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。
 - ⑪ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、上市教育委員会及び上山警察署等と連携して対処する。
 - ⑫ いじめの解消に向けて、日常的に観察を継続していく。
- ※いじめの解消…いじめに係る行為が止んでいる状態（少なくとも3か月）で、且つ被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

ア 重大な事案が発生した旨を、上市教育委員会に速やかに報告する。

イ 上市教育委員会と協議の上当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

【いじめ事案の校内対応】

